

# 大分県報

令和三年  
第二二九号  
七月三十日

（金曜日）

## 規則

大分県行政組織規則の一部改正……………一

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正……………一

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正……………一

大分県介護保険財政安定化基金管理規則の一部改正……………六

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（五件）……………六

道路区域の変更……………九

道路の供用開始……………一〇

兼用工作物の管理の方法……………一〇

令和三年度登録販売者試験の実施……………一〇

土地改良区連合の役員の就任……………一一

落札者等の公示（四件）……………一二

競争入札参加者の資格に関する公示……………一三

一般競争入札の実施……………一四

## 規則

大分県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第八十号

大分県行政組織規則の一部を改正する規則

大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月三十日

第五十四条第一項の表の大分県豊肥振興局の項中「企画・農政班」の下に「農地集積推進班」を加える。

### 附則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第八十一号

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録）

**第八条** 保護施設及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号に規定する授産施設並びにそれらの職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

### 附則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第八十二号

大分県報（規則）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十六年大分県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第七条第三項ただし書」を「第七条第四項ただし書」に改める。

第六条中「第二十八条第三項ただし書、第三十五条第三項ただし書」を「第二十八条第四項ただし書、第三十五条第四項ただし書」に改める。

第一号様式中「㊸」を削り、同様式の（注意）中1を削り、2を1とし、3を2とし、同様式の（注意）4中「すべて」を「全て」に改め、同様式の（注意）中4を3とし、同様式の（注意）5中「あて」を「宛て」に改め、同様式の（注意）5を同様式の（注意）4とする。

第二号様式中「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に改める。

第28条第3項ただし書、第35条第3項ただし書、第35条第4項ただし書

第三号様式の二を次のように改める。

第3号様式の2（第5条の2関係）

薬局機能情報報告書

年 月 日

大分県知事

殿

住所  
【法人にあつては、  
主たる事務所の所在地】  
氏名  
【法人にあつては、  
名称及び代表者の氏名】

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり薬局に関する情報を報告します。

記

第1 管理、運営、サービス等に関する事項

1 基本情報

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| ふりがな                                 |  |
| ローマ字                                 |  |
| 薬局の名称                                |  |
| ふりがな                                 |  |
| 薬局開設者<br>(法人にあつては、業務を行つた役員のうち代表者の氏名) |  |
| ふりがな                                 |  |
| 薬局の管理者                               |  |

|                  |   |   |                            |
|------------------|---|---|----------------------------|
| ホームページアドレス (URL) | <input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無料 | <input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無料 | <input type="checkbox"/> 無 |
| メールアドレス          | <input type="checkbox"/> 有( )                           | <input type="checkbox"/> 有( )                           | <input type="checkbox"/> 無 |

|               |  |                            |   |
|---------------|--|----------------------------|---|
| 郵便番号          | 〒  | —                          |   |
| ふりがな          |  |                            |   |
| 薬局の所在地        |  |                            |   |
| 英語表記          |  |                            |   |
| 電話番号          | —  | —                          |   |
| ファクシミリ番号      | —  | —                          |   |
| 営業時間          | <input type="checkbox"/> 月( )<br><input type="checkbox"/> 火( )<br><input type="checkbox"/> 水( )<br><input type="checkbox"/> 木( )<br><input type="checkbox"/> 金( )<br><input type="checkbox"/> 土( )<br><input type="checkbox"/> 日( )<br>特別な休業日( ) |                            |   |
|               | <input type="checkbox"/> 営業時間外対応<br><input type="checkbox"/> 営業時間外連絡先(電話番号) ——— )<br><input type="checkbox"/> 夜間休日の輪番・当番   |                            |   |
| 開店時間外で相談できる時間 | 時  | 分                          | 時 |
| 地域連携薬局の認定     | <input type="checkbox"/> 有   | <input type="checkbox"/> 無 |   |
| 専門医療機関連携薬局の認定 | <input type="checkbox"/> 有   | <input type="checkbox"/> 無 |   |
|               | 傷病の区分[ ]   |                            |   |

2 薬局へのアクセス

|      |                                |                            |            |
|------|--------------------------------|----------------------------|------------|
| アクセス | 最寄りの駅・停留所                      |                            |            |
|      | 線                              | 駅                          |            |
|      | 行バス                            |                            | バス停 から徒歩 分 |
| 駐車場  | <input type="checkbox"/> 有( 台) | <input type="checkbox"/> 無 | その他( )     |

3 薬局サービス等

|                 |   |   |
|-----------------|---|---|
| 健康サポート薬局である旨の表示 | <input type="checkbox"/> 有  | <input type="checkbox"/> 無  |
| 相談に対する対応        | <input type="checkbox"/> 「薬」<br><input type="checkbox"/> 一般用医薬品の相談 <input type="checkbox"/> 漢方相談<br><input type="checkbox"/> 誤飲誤食による中毒相談<br><input type="checkbox"/> 公衆衛生相談（きょう虫、シラミ駆除等）<br><input type="checkbox"/> 「介護」<br><input type="checkbox"/> 介護に関する相談 <input type="checkbox"/> 介護用品の取扱い<br><input type="checkbox"/> 介護用食品の取扱い <input type="checkbox"/> ストレー装置の取扱い<br><input type="checkbox"/> 介護保険関連事業所等の紹介<br><input type="checkbox"/> 「育児」<br><input type="checkbox"/> ベビーフード <input type="checkbox"/> 紛ミルクの取扱い<br><input type="checkbox"/> ベビー用衛生用品（紙おむつ等）の取扱い<br><input type="checkbox"/> 「生活習慣病」<br><input type="checkbox"/> 特定保健用食品の相談 <input type="checkbox"/> 各種疾病用食品の相談<br><input type="checkbox"/> 健康食品の相談 <input type="checkbox"/> 禁煙の相談<br><input type="checkbox"/> 各種検査薬の取扱い <input type="checkbox"/> 血圧測定器の取扱い<br><input type="checkbox"/> 体脂肪測定器の取扱い <input type="checkbox"/> 自己血糖測定器の取扱い<br><input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 事前連絡必要 |   |
| 外国語対応           | 外国語の種類<br><input type="checkbox"/> 対応レベル（ <input type="checkbox"/> 日常会話レベル <input type="checkbox"/> 母国語レベル）   |   |
| 薬剤師不在時間の有無      | <input type="checkbox"/> 有  | <input type="checkbox"/> 無  |
| 障害者に対する配慮       | 聴覚障害者に対するサービス   |   |
|                 | <input type="checkbox"/> 可（ <input type="checkbox"/> 事前連絡必要）  | <input type="checkbox"/> 可（ <input type="checkbox"/> 事前連絡必要）        |
|                 | <input type="checkbox"/> 筆談 <input type="checkbox"/> 手話<br>その他（ ）   | <input type="checkbox"/> 点字 <input type="checkbox"/> 音声案内<br>その他（ ） |
| 車椅子利用者に対する配慮    | <input type="checkbox"/> 可  |   |
|                 | <input type="checkbox"/> スロープ <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 身体障害者用トイレ<br><input type="checkbox"/> 車椅子利用者駐車場 <input type="checkbox"/> 点字ブロック <input type="checkbox"/> 昇降機  | <input type="checkbox"/> 否  |

4 費用負担

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| 健康保険法に基づく保険薬局としての指定の有無                | <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無                                       |
| 生活保護法に基づく指定の有無                        | <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無                                       |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定の有無   | <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無                                       |
| 戦傷病者特別援護法に基づく指定の有無                    | <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無                                       |
| 母子保健法に基づく指定の有無                        | <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無                                       |
| 児童福祉法に基づく指定の有無                        | <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無                                       |
| 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定の有無           | <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無                                       |
| 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定の有無             | <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無                                       |
| 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定の有無          | <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無                                       |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定の有無 | <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無                                       |
| クレジットカードによる料金の支払                      | <input type="checkbox"/> 可<br><input type="checkbox"/> 利用可能な種類<br><input type="checkbox"/> 否 |

第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項

1 業務内容、提供サービス

|                         |  |  |
|-------------------------|--|--|
| 認定薬剤師                   | 種類 <input type="checkbox"/> 人数 <input type="checkbox"/>      |  |
| 健康サポート薬局に所属した薬剤師研修修了薬剤師 | 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師<br>研修修了薬剤師 人数 <input type="checkbox"/> |  |
| 薬局内容                    | 無菌製剤処理に係る調剤の実施   | <input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否 |
|                         | 一包化薬に係る調剤の実施   | <input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否 |
|                         | 麻薬に係る調剤の実施   | <input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否 |
|                         | 浸前薬及び湯薬に係る調剤の実施  | <input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否 |
|                         | 薬局製剤の実施  | <input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否 |
|                         | 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施                                     | <input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否 |
|                         | オンライン服薬指導の実施   | <input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否 |
|                         | 電磁的記録をもつて作成された処方箋の受付   | <input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否 |
|                         | 薬剤服用歴管理の実施   | <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 |
|                         | 患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳（いわゆる「お薬手帳」）の交付               | <input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否 |
| 地域医療連携                  | フレアボイド事例の把握・収集に関する取組   | <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 |
|                         | プロトコルに基づいた薬物治療管理の取組  | <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 |

|  |                                 |       |
|--|---------------------------------|-------|
|  | 地域の医療機関等が連携した薬剤の使用に関するアンケートへの参加 | □有・□無 |
|  | 地域医療情報連携ネットワークへの参加              | □有・□無 |
|  | 入院時の情報を共有する体制                   | □有・□無 |
|  | 退院時の情報を共有する体制                   | □有・□無 |
|  | 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制          | □有・□無 |
|  | 講習会、学校教育等の地域住民への啓発活動への参加        | □有・□無 |

2 実績、結果等に関する事項

|                      |   |       |
|----------------------|---|-------|
| 実績・結果                | 薬局の薬剤師数   | 人     |
|                      | 医療安全対策の実施   | 件     |
|                      | 副作用等に係る報告の実施件数  | □有・□無 |
|                      | 医療安全対策に係る事業への参加   | □有・□無 |
|                      | 感染防止対策の実施   | □有・□無 |
|                      | 情報開示の体制   | □可・□否 |
|                      | 症例を検討するための会議等の開催  | □有・□無 |
|                      | 前年の延べ患者(処方箋を応需した者)数                                       | □有・□無 |
|                      | 居宅等において行う調剤業務の実施件数  | 人     |
|                      | 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域包括ケアシステムの構築のための会議(地域ケア会議等)に参加した回数 | 回     |
| 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数 | 回   |       |
| 患者満足度の調査(アンケート等)の実施  | □有・□無   |       |
| 患者満足度の調査結果の提供        | □有・□無   |       |

3 地域連携薬局等に関する事項

|                                       |  |   |
|---------------------------------------|--|---|
| 地域連携薬局                                | 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師数                  | 人 |
|                                       | 利用者が医療機関に入院する場合に当該医療機関に情報共有した回数            | 回 |
|                                       | 利用者が医療機関から退院する場合に当該医療機関に情報共有した回数           | 回 |
|                                       | そのほか、医療機関に情報共有した回数                         | 回 |
|                                       | 休日・夜間に調剤の求めがあつた場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数 | 回 |
|                                       | 在庫として保管する医薬品を必要場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数     | 回 |
|                                       | 麻薬に係る調剤を行った回数                              | 回 |
|                                       | 当該薬局において実施した回数                             | 回 |
|                                       | 無菌製剤処理に係る他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数             | 回 |
|                                       | 地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数     | 回 |
| 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施した回数 | 回  |   |
| 専門医療機関                                | 傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた薬剤師数                     | 人 |

|      |  |   |
|------|--|---|
| 連携薬局 | 医療機関に情報を共有した回数   | 回 |
|      | 休日・夜間に調剤の求めがあつた場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数               | 回 |
|      | 在庫として保管する傷病の区分に係る医薬品を必要場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数           | 回 |
|      | 麻薬に係る調剤を行った回数  | 回 |
|      | 地域における他の薬局開設者に対して傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づき調剤及び指導に関する研修を行った回数 | 回 |
|      | 地域における他の医療提供施設に対して傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数          | 回 |

令和三年七月三十日

大分県報(規則)

第四号様式中「㉔」を削り、同様式中注2を削り、注3を注2とする。  
 第五号様式中「㉕」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。  
 第六号様式中「㉖」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。  
 第八号様式中「㉗」を削り、同様式中注2を削り、注3を注2とする。

附則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

大分県介護保険財政安定化基金管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和三年七月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第八十三号

大分県介護保険財政安定化基金管理規則の一部を改正する規則

大分県介護保険財政安定化基金管理規則（平成十二年大分県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付す。

附則第二項に見出しとして「（拠出金の額の算定等の特例）」を付す。

附則第三項の前に見出しとして「（基金事業貸付金の償還方法の特例）」を付し、附則に次の四項を加える。

5 政令附則第二条の二第一項の規定により償還期限の延長を行った場合においては、第十二条第一項中「次の計画期間」とあるのは、「次の計画期間及び次の次の計画期間」とする。

6 政令附則第二条の二第二項の規定により償還期限の延長を行った場合においては、第十二条第一項中「次の計画期間」とあるのは、「次の計画期間から次の次の計画期間まで」とする。

7 政令附則第二条の三第一項の規定により償還期限の延長を行った場合においては、第十二条第一項中「次の計画期間」とあるのは、「次の計画期間及び次の次の計画期間」とする。

8 政令附則第二条の三第二項の規定により償還期限の延長を行った場合においては、第十二条第一項中「次の計画期間」とあるのは、「次の計画期間から次の次の計画期間まで」とする。

第三号様式、第七号様式、第八号様式、第十四号様式、第十六号様式及び第十七号様式中「㉔」を削る。

附則  
 この規則は、令和三年八月一日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第四百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。  
 令和三年七月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキパークプレイス大分本店

大分市公園通り西二丁目二番

2 届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 大山 一 也

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 住友信託銀行株式会社

代表取締役 常 陰 均

大阪府大阪市中央区北浜四丁目五番三十三号

変更一 三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 常 陰 均

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

変更二 三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 橋 本 勝

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

変更三 三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 大 山 一 也

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社ケーズデンキ

代表取締役 加 藤 修 一

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

外一者

変更後 株式会社ケーズホールディングス

代表取締役 平 本 忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

外一者

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 平成二十四年四月一日

(2) 平成二十九年四月一日

(3) 令和三年四月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成十九年二月一日外

二 届出年月日

令和三年七月六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年七月三十日から同年十一月三十日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年十一月三十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年七月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス中津中殿店

2 届出者の氏名又は名称及び住所

エムエル・エステート株式会社

代表取締役 松 井 雅 人

東京都港区虎ノ門一丁目二番六号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 石 山 博 英

変更後 代表取締役 松 井 雅 人

4 変更の年月日

令和三年六月一日

二 届出年月日

令和三年六月二十四日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年七月三十日から同年十一月三十日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

令和三年七月三十日

大分県報（告示）

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年十一月三十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年七月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス国東店  
国東市国東町小原字堤千八百二十五番一 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所  
株式会社コスモス薬品  
代表取締役 横 山 英 昭

- 3 変更した事項  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

- 変更前 代表取締役 宇 野 正 晃
- 変更後 代表取締役 横 山 英 昭

- 4 変更の年月日  
平成三十年八月二十四日
- 届出年月日  
令和三年六月十八日

三 関係書類の縦覧

- 1 縦覧期間

令和三年七月三十日から同年十一月三十日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年十一月三十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年七月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス豊後高田店  
豊後高田市大字高田字古浜二千二百五十二番地一 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所  
芙蓉総合リース株式会社  
代表取締役 辻 田 泰 徳

- 3 変更しようとする事項  
東京都千代田区麹町五丁目一番地一

- (一) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
変更前 開店時刻 午前十時  
閉店時刻 午後九時
- 変更後 開店時刻 午前九時  
閉店時刻 午後十時

- 変更後 開店時刻 午前九時  
閉店時刻 午後十時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時三十分から午後九時三十分まで

変更後 午前八時三十分から午後十時三十分まで

4 変更する年月日

令和三年六月十九日

二 届出年月日

令和三年六月十八日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年七月三十日から同年十一月三十日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年十一月三十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

### 大分県告示第四百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年七月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スパードラッグコスモス国東店

国東市国東町小原字堤千八百二十五番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英 昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前十時

変更後 午前九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時三十分から午後十時三十分まで

変更後 午前八時三十分から午後十時三十分まで

4 変更する年月日

令和三年六月十九日

二 届出年月日

令和三年六月十八日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年七月三十日から同年十一月三十日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年十一月三十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

### 大分県告示第四百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年七月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年七月三十日

大分県知事

広 瀬

勝 貞

令和三年七月三十日

大分県知事

広 瀬

勝 貞

|            |  |         |  |                        |
|------------|--|---------|--|------------------------|
| 道路の種類及び路線名 | 区 間  | 区域変更前後別 | 敷地の幅員                                  | 延 長                    |
| 一般国道四四二号   | 竹田市久住町大字久住字上才尾五七〇番四から竹田市久住町大字久住字上才尾五七八一番まで | 前<br>後  | メートル<br>四八・〇<br>〽二一・五<br>五三・〇<br>〽二七・〇 | メートル<br>一一九・二<br>一一九・二 |

大分県告示第四百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年七月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年七月三十日

大分県知事

広 瀬

勝 貞

道路の種類及び路線名

供 用 開 始 区 間

供用開始年月日

一般国道四四二号

竹田市久住町大字久住字上才尾五七〇番四から竹田市久住町大字久住字上才尾五七八一番まで

令三・七・三〇

県道庄内久住線

竹田市久住町大字久住字本町六一六四番三から竹田市久住町大字久住字上才尾五七七四番三まで

大分県告示第四百九十九号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、次のとおり堤防と道路とに係る兼用工作物の管理の方法を定めた。

令和三年七月三十日

大分県知事

広 瀬

勝 貞

- 河川の名称  
筑後川水系大肥川
- 河川管理施設の名称又は種類  
右岸堤防
- 河川管理施設の位置  
日田市大字大肥一二九四番一地先から日田市大字大肥一三〇五番地先まで
- 管理を行う者の住所及び名称  
日田市田島二丁目六番一号

道路管理者 日田市長 原 田 啓 介

五 管理の内容

- 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間

令和三年七月三十日から道路の存続する日まで

○ 公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第三十六条の八第一項の規定により、次のとおり登録販売者試験を実施する。

令和三年七月三十日

大分県知事

広 瀬

勝 貞

一 試験の日時

令和三年十二月十二日(日曜日)午前十時三十分から午後四時まで

二 試験の場所

大分市府内町一丁目五番三十八号

コンパルホール

大分市中央町四丁目二番五号

ソレイユ

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館二階正庁ホール及び新館十四階大会議室

※注 今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況や国又は地方公共団体の外出自粛要請等の状況によっては、試験の延期や会場の変更など緊急連絡事項をお知らせする場合があります。これらの事項について変更があった場合、大分県福祉保健部薬務室のホームページに掲載するので、適宜確認すること。

### 三 試験方法

試験は、午前午後各二時間ずつとし、次の項目について行う。

1 午前の部（午前十時三十分から午後零時三十分まで）

(一) 医薬品に共通する特性と基本的な知識

(二) 人体の働きと医薬品

(三) 医薬品の適正使用と安全対策

2 午後の部（午後二時から午後四時まで）

(一) 主な医薬品とその作用

(二) 薬事に関する法規と制度

### 四 申請手続

1 提出書類

(一) 受験申請書（氏名及び生年月日は、戸籍に記載されたとおりに記入すること。）

(二) 写真台帳（申込前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日に記載した写真を所定の場所に貼付すること。）

2 受験手数料

一万三千円を受験申請書提出の際に現金で納付すること。ただし、大分県内に居住又は勤務する者以外の者で郵送により提出する場合は、現金書留により納付すること。

なお、納付された手数料は、返還しない。

3 提出先

(一) 大分県内に居住又は勤務する者

住所地又は勤務地を所管する保健所（保健部を含む。以下同じ。）に提出すること。

なお、郵送による提出は、受け付けない。

(一) 以外の者

大分県福祉保健部薬務室（〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号）に提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、必ず現金書留に同封すること。

4 提出部数

正本及び副本各一部。ただし、大分県福祉保健部薬務室に提出する場合は、正本一部とする。

なお、副本は、正本の写しでよい。

5 申請受付期間

令和三年八月二十三日（月曜日）から九月三日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 合格発表

1 発表日時

令和四年一月十九日（水曜日） 午前十時

2 発表方法

合格者の受験番号を大分県庁舎本館一階県政展示ホール内掲示板に掲示するとともに、大分県ホームページに掲載する。

なお、電話や電子メールによる合否の照会は、受け付けない。

3 合格者の通知

合格者には、合格通知書を申請書記載の住所に郵送する。

4 得点に関する開示

受験者本人から申出があった場合に限り、その者の得点を開示する。開示を希望する者は、合格発表日以後三十日以内に、受験票又は本人であることが確認できる運転免許証等を持参の上、大分県福祉保健部薬務室において、開示請求を行うこと。

なお、電話による開示請求は、受け付けない。

7 注意事項

1 十一月月上旬に受験票を申請書記載の住所へ郵送するので、十一月十七日（水曜日）までに届かない場合は、大分県福祉保健部薬務室に連絡すること。

大分県福祉保健部薬務室 電話番号 ○九七―五〇六―二六五〇

2 午前の部、午後の部とも、試験開始時刻を三十分経過した後は、試験室への入室を認

めない。

3 試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のあった者について、その受験を停止させ、又はその合格を無効とすることができる。

4 受験者用の駐車場はないので、公共交通機関等を利用すること。

5 その他の注意事項については、受験票に記載する。

八 その他

受験申請書及び写真台帳の様式並びに問合せ先及び受験申請書提出先の保健所の連絡先は、大分県福祉保健部薬務室のホームページに掲載する。

~~~~~

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定により、駅館川土地改良区連合（宇佐市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和三年七月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役名

氏名

住

所

理事

有 瀬 義 徳

宇佐市大字城井一六八七番地

（就任役員）

役名

氏名

住

所

理事

大 森 博

宇佐市大字畑田一二七〇番地の四

~~~~~

次のとおり落札者等について公示する。

令和三年七月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県立大分工業高等学校 万能試験機 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和三年六月二十五日

落札者の氏名及び住所

オノ機工株式会社 代表取締役 工藤 浩史

大分市乙津港町一丁目一番十五号

五 落札金額

六千六百七十一万五千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和三年五月十四日

次のとおり落札者等について公示する。

令和三年七月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県立中津東高等学校 万能試験機 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和三年六月二十五日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社エムツアイ 代表取締役 村井 英明

大分市大字宮崎四百十六番地

五 落札金額

五千三百五十七万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和三年五月十四日

~~~~~  
次のとおり落札者等について公示する。

令和三年七月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県立鶴崎工業高等学校 万能試験機 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和三年六月二十五日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社エムツアィ 代表取締役 村 井 英 明

大分市大字宮崎四百十六番地

五 落札金額

三千九百八十二万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和三年五月十四日

次のとおり落札者等について公示する。

令和三年七月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県立日田林工高等学校 万能試験機 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和三年六月二十五日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社エムツアィ 代表取締役 村 井 英 明

大分市大字宮崎四百十六番地

五 落札金額

三千六百七十四万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和三年五月十四日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和三年七月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

超高压水切断装置 一式

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

令和三年七月三十日

大分県報（公告）

一三三

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- 1 申請の方法  
競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。
- 2 申請書の提出先及び問合せ先  
大分県会計管理局用度管財課物品調達班  
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号  
電話 〇九七（五〇六）二九六五
- 3 申請の時期  
令和三年七月三十日（金曜日）から同年八月十三日（金曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。
- 四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続  
1 有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。
- 2 更新手続  
令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。
- 五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法  
1 申請書の交付場所  
三の2に同じ。
- 2 インターネットによる入手  
大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html>
- 六 入札参加資格の取消し等  
1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。
- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合
- (三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

- 2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。  
~~~~~  
次のとおり一般競争入札に付するので公告する。  
令和3年7月30日
- 大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 1 競争入札に付する事項  
(1) 調達をする物品等の種類  
超高压水切断装置 一式
  - (2) 納入期限  
令和4年3月31日
  - (3) 納入場所  
大分県知事が指定する場所
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）第1条に規定する入札参加資格を取得している者であること。
  - (3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
  - (4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。
  - (5) この公告の日から11に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
  - (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
- なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

|  |  |
|--|--|
| <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>3 入札参加申請の方法及び期間</p> <p>大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）により入札参加申請を、令和3年7月30日（金）午前10時から同年9月6日（月）午前10時までに行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書（大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）様式第5号）」及び入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和3年9月6日（月）午前10時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班<br/>〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号<br/>電話 097-506-2966</p> <p>4 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続</p> <p>競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期<br/>令和3年7月30日（金）から同年8月13日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> | <p>(2) 申請書類の入手法<br/>大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。<br/>URL <a href="https://www.pref.aitajp/soshiki/20100/shikaku2020.html">https://www.pref.aitajp/soshiki/20100/shikaku2020.html</a></p> <p>(3) 申請書類の提出先<br/>大分県会計管理局用度管財課物品調達班<br/>〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号<br/>電話 097-506-2965</p> <p>5 契約に関する事務を担当する部局の名称<br/>大分県会計管理局用度管財課物品調達班<br/>〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号<br/>電話 097-506-2966</p> <p>6 契約条項を示す場所及び日時<br/>大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和3年9月10日（金）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>7 物品等電子入札システムの利用<br/>本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を10枚に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>8 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨<br/>(1) 使用言語 日本語<br/>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間<br/>入札参加申請が承認された時から令和3年9月10日（金）午前10時まで</p> <p>10 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限<br/>(1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班<br/>(2) 提出期限 令和3年9月9日（木）午後5時までに必着のこと。</p> <p>11 物品等電子入札システムによる開札<br/>開札予定日時 令和3年9月10日（金）午前10時30分</p> <p>12 再入札<br/>開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、</p> |
|--|--|

|  |   |
|--|---|
| <p>開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p> <p>13 入札保証金に関する事項<br/>見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>14 契約保証金に関する事項<br/>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>15 入札の無効<br/>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>16 最低制限価格に関する事項<br/>設定しない。</p> <p>17 落札者の決定の方法<br/>(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>18 その他<br/>この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> | <p>19 Summary</p> <p>(1) One set of Water Jet Cutter</p> <p>(2) Time limit for tender<br/>10:00 a.m. 10 September, 2021</p> <p>(3) Management Bureau Address<br/>Property Management Division<br/>Oita Prefectural Government<br/>3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501<br/>TEL 097-506-2966</p> |
|--|---|